

名古屋市交通局管理規程第8号

自動車係員服務規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第2条第2号中「統括主任」を削り、「検車主任」を「検査主任」に改める。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第40条（見出しを含む。）中「検車主任」を「検査主任」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。